

## 魚津市後援等名義使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市以外の団体が主催する行事（以下「行事」という。）に対する、市の後援又は共催（以下「後援等」という。）の名義使用（市長賞の交付を含む。）の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後援 行事の趣旨に賛同し、開催を支援することをいう。

(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同で主催することをいう。

(3) 市長賞 行事の参加者を顕彰するため、主催者を通じて交付する賞状等をいう。

(承認の基準)

第3条 市長が後援等の名義使用を承認する行事の基準は、次の各号のいずれにも該当するもので、市が後援等を行うことが適切かつ有意義と認められるものとする。

(1) 行事の主催者が次のいずれかに該当するもの

ア 国、地方公共団体又はこれに準ずる機関

イ 学校

ウ 公益法人又はこれに準ずる団体

エ 市内を活動拠点とし、教育、文化、スポーツ、福祉、保健衛生、環境等に関する団体

オ 報道機関、学術研究機関等で公益性が高いと認められるもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(2) 行事の内容が、次の全てに該当するもの

ア 市の教育、文化、スポーツ等の振興又は福祉、保健衛生、環境等の増進（以下「公共の福祉等の向上」という。）に寄与すると認められるもの

イ 公共性のあるもの

ウ 広く市民を対象とするもの

(3) 前2号のほか、次の要件を全て満たしているもの

ア 主催者の所在が明確で、行事遂行能力が十分であると認められること。

イ 開催及び開設にあたって、公衆衛生、災害防止等について十分な設

備及び措置が講じられていること。

ウ 入場料、参加料、出展料等の費用を主催者が徴収する場合については、行事内容及び規模からみて適当と認められること。

2 市長賞の交付は、前項に定める基準を満たす行事において、参加者が競い合うことにより技能等の一層の向上が期待できると認められる場合に承認するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する行事については、後援等の承認を行わないものとする。

(1) 政治的な活動又は宗教的な活動を目的とするもの

(2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの

(3) 営利又は商業宣伝等を目的とするもの。ただし、収益金の全部又は一部を公共の福祉等の向上に寄与する事業等に寄附することがあらかじめ定められているものを除く。

(4) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの

(5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められるもの

(後援等の名義)

第4条 後援等の名義は、「魚津市」とする。

(申請)

第5条 後援等の名義使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市後援等名義使用承認申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該行事の開催初日の1月前までに市長に提出しなければならない。ただし、過去に同様の行事で本要綱による後援等の名義使用の承認を受けた場合で、その内容に変更がない場合は、第1号から第3号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 当該行事を主催する団体の規約、会則その他概要が分かるもの

(2) 当該行事を主催する団体の役員等の住所、氏名、役職名等が分かるもの

(3) 当該行事を主催する団体が過去に実施した行事の概要、活動実績等が分かるもの

(4) 当該行事の実施要綱、募集要領その他概要が分かるもの

(5) 入場料、参加料、出展料等の費用を主催者が徴収する場合については、当該行事に係る収支予算の詳細が分かるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(使用の承認)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、受理し

た日から15日以内に、承認又は不承認の決定を行い、魚津市後援等名義使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 後援等の名義使用の承認期間は、承認の日から行事終了の日までとし、6月を限度とする。ただし、行事の性質上やむを得ない場合はこの限りではない。

（行事の変更等）

第7条 後援等の名義使用の承認を受けた者は、当該承認の決定後に申請書に記載した事項を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに市長に申し出なければならない。

（承認の取消し等）

第8条 市長は、後援等の名義使用の承認を受けた行事が、次の各号のいずれかに該当するときは、承認の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する基準を満たさないことが明らかになったとき。
- 2 前項の取消しによって当該行事の主催者に損害が生ずることがあっても、市は、その責を負わない。

（終了報告）

第9条 後援等の名義使用の承認を受けた者は、当該行事終了後、市長に速やかに終了報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 当該行事における後援等の名義使用の状況が分かるもの
- (2) 当該行事の実施状況が分かるもの
- (3) 入場料、参加料、出展料等の費用を主催者が徴収する場合については、当該行事に係る収支決算の詳細が分かるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（事務処理）

第10条 後援等の名義使用の承認に関する事務は、申請された行事の内容と関連する事務を所掌する課等において行うものとする。

附 則（平成25年1月4日魚津市告示第1号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に受理している申請書の取扱いについてはなお従前の例による。

附 則（令和3年3月11日魚津市告示第22号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和8年 月 日魚津市告示第 号）

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の要綱の様式により使用されている書類は、この告示による様式によるものとみなす。

魚津市後援等名義使用承認申請書

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所  
 団体名  
 代表者名  
 電話番号

魚津市の名義使用の承認を受けたいので、魚津市後援等名義使用承認事務取扱要綱第5条の規定により申請します。

名義使用の種類	後援 ・ 共催 ・ 市長賞の交付	
行事名		
主催者名		
連絡責任者名 (電話番号)	( )	
魚津市以外の後援、共催者名		
行事内容	目的	
	概要	
	開催日時	
	開催場所	
	参加予定人数	
	入場料等	有 ( 円) ・ 無
市長賞の詳細	<b>【交付依頼の内容】</b> 賞状 枚 ※文案添付 副賞(種類: 個数: 個) <b>【魚津市以外の団体への交付申請状況】</b> 無・有(申請先: )	
前回後援等	有 ( 年度 第 号) ・ 無	
その他特記事項		

**添付書類** 過去に提出した書類の内容に変更がない場合、(1)～(3)は、省略可

- (1) 団体の規約、会則その他概要が分かるもの
- (2) 団体の役員等の住所、氏名、役職名等が分かるもの
- (3) 団体が過去に実施した行事の概要、活動実績等が分かるもの
- (4) 当該行事の実施要綱、募集要領その他行事の概要が分かるもの
- (5) 当該行事に係る収支予算の詳細が分かるもの(入場料等を徴収する場合)

第 年 月 日 号

魚津市後援等名義使用 承認 通知書  
不承認

様

魚津市長



年 月 日付けで申請のあった、魚津市の名義使用については、魚津市後援等名義使用承認事務取扱要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	承認 不承認
名義使用の種類	後援 ・ 共催 ・ 市長賞の交付
行事名	
承認期間	
承認条件 (不承認の理由)	
担当課等	魚津市 課 係 電話番号

終了報告書

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所  
団体名  
代表者名  
電話番号

年 月 日付で魚津市の名義使用の承認を受けた行事が終了したので、魚津市後援等名義使用承認事務取扱要綱第9条の規定により報告します。

行事名		
主催者名		
行事内容	開催日時	
	開催場所	
	参加人数	
市長賞の交付実績	賞状 枚 副賞（種類：	個数： 個）
その他特記事項		

添付書類

- (1) 当該行事における後援等の名義使用の状況が分かるもの（チラシ、ポスター、プログラムなど）
- (2) 当該行事の実施状況が分かるもの（プログラム、配付資料、当日の写真など）
- (3) 当該行事に係る収支決算の詳細が分かるもの（入場料等を徴収する場合）